

平成29年4月以降の新たな保育料表

※赤字の保育料は、平成29年4月から変更したもの

【1号認定】 該当施設: 幼稚園、認定こども園

階層	定義	保育料(円)	
1	生活保護世帯	0	
2	市町村民税非課税世帯等	ひとり親世帯等	0
		その他の世帯	2,000
3	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		その他の世帯	2,000
4	市町村民税所得割額 1円以上61,601円未満	ひとり親世帯等	2,000
		その他の世帯	5,800
5	市町村民税所得割額 61,601円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	2,000
		その他の世帯	9,600
6	市町村民税所得割額 77,101円以上143,101円未満	12,500	
7	市町村民税所得割額 143,101円以上211,201円未満	14,000	
8	市町村民税所得割額 211,201円以上	17,600	

市立幼稚園の保育料の経過措置

市立幼稚園の保育料は、平成32年度に左記の保育料となるよう、平成27年度以降段階的に引き上げる経過措置を適用しているほか、平成27年4月8日までに入園した子どもについては、第4階層から第8階層の保育料を卒園まで6,000円とする特例措置を適用しているため、左記の保育料表と異なります。

詳しくは、教委学校教育課にお問い合わせください。

【2号認定・3号認定】 該当施設: 保育所、認定こども園、地域型保育事業

階層	定義	支給認定区分ごとの保育料(円)				
		2号(3歳児以上)		3号(0~2歳児)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
		その他の世帯	3,000	2,900	4,500	4,400
3	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	2,800	2,700	3,550	3,450
		その他の世帯	6,000	5,800	7,500	7,300
4	市町村民税所得割額 1円以上12,100円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,250	4,150
		その他の世帯	7,000	6,800	9,000	8,800
5	市町村民税所得割額 12,100円以上24,200円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	8,000	7,800	10,000	9,800
6	市町村民税所得割額 24,200円以上36,400円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	9,000	8,800	11,200	11,000
7	市町村民税所得割額 36,400円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	10,500	10,300	12,500	12,200
8	市町村民税所得割額 48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	11,600	11,400	13,800	13,500
9	市町村民税所得割額 57,700円以上65,800円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	12,700	12,400	15,100	14,800
10	市町村民税所得割額 65,800円以上74,400円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	14,000	13,700	16,500	16,200
11	市町村民税所得割額 74,400円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	3,000	2,900	4,500	4,400
		その他の世帯	16,300	16,000	19,000	18,600
12	市町村民税所得割額 77,101円以上84,700円未満	16,300	16,000	19,000	18,600	
13	市町村民税所得割額 84,700円以上97,000円未満	18,600	18,200	21,500	21,100	
14	市町村民税所得割額 97,000円以上110,400円未満	21,000	20,600	24,000	23,500	
15	市町村民税所得割額 110,400円以上123,100円未満	23,000	22,600	27,500	27,000	
16	市町村民税所得割額 123,100円以上135,900円未満	25,000	24,500	31,000	30,400	
17	市町村民税所得割額 135,900円以上169,000円未満	29,000	28,500	36,000	35,300	
18	市町村民税所得割額 169,000円以上257,500円未満	30,000	29,400	41,500	40,700	
19	市町村民税所得割額 257,500円以上301,000円未満	32,000	(3歳児) 31,400 (4・5歳児) 30,200	44,000	43,200	
20	市町村民税所得割額 301,000円以上	(3歳児) 33,000 (4・5歳児) 32,600	(3歳児) 32,400 (4・5歳児) 30,200	48,000	47,100	

▶▶▶ 問い合わせ ◀◀◀

- 幼稚園の利用手続きに関すること
教委学校教育課 ☎229-3391 FAX 229-3257
- 保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用手続きに関すること
子育て推進課(保育担当) ☎229-3167 FAX 229-3451
- 子ども・子育て支援新制度に関すること
子育て推進課(子育て推進担当) ☎229-3390 FAX 229-3451

